

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 8 号に規定する囲い刺し網漁業囲い刺し網漁業につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 2 年（2020 年）12 月 1 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
囲い刺し網漁業	囲い刺し網漁業	有共第 5 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 岱明町浜田、高道、山下に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
囲い刺し網漁業	囲い刺し網漁業	有共第 5 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 岱明町浜田、高道、山下に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
囲い刺し網漁業	囲い刺し網漁業	有共第 7 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 玉名市大浜に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
囲い刺し網漁業	囲い刺し網漁業	有共第 8 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 玉名市横島町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
囲い刺し網漁業	囲い刺し網漁業	有共第 9 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区河内町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
囲い刺し網漁業	囲い刺し網漁業	有共第 10 号、同第 12 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区西松尾町、松尾町近津に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
囲い刺し網漁業	囲い刺し網漁業	有共第 11 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区小島、小島下町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
囲い刺し網漁業	囲い刺し網漁業	有共第 10 号、同第 12 号、同第 13 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区沖新町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
囲い刺し網漁業	囲い刺し網漁業	有共第 12 号、同第 13 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市南区畠口町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
囲い刺し網漁業	囲い刺し網漁業	有共第 15 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市南区海路口町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
囲い刺し網漁業	囲い刺し網漁業	有共第 15 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市南区川口町、錢塘町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
囲い刺し網漁業	囲い刺し網漁業	有共第 15 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 宇土市住吉町、網津町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
囲い刺し網漁業	囲い刺し網漁業	有共第 19 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 宇土市長浜町、戸口町、 下網田町、赤瀬町に住所 を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用 者
囲い刺し網漁業	囲い刺し網漁業	火共第 1 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 宇城市三角町に住所を有 する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者
囲い刺し網漁業	囲い刺し網漁業	火共第 1 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 宇城市不知火町松合に住 所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用 者
囲い刺し網漁業	囲い刺し網漁業	火共第 1 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 八代郡氷川町網道、鹿野、 鹿島に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用 者
囲い刺し網漁業	囲い刺し網漁業	火共第 1 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 八代市鏡町北新地、宝出、 鏡、野崎、内田に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用 者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
囲い刺し網漁業	囲い刺し網漁業	火共第 1 号共同漁業権漁場内	1月1日から 12月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 八代市昭和同仁町、昭和明徴町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
囲い刺し網漁業	囲い刺し網漁業	火共第 2 号共同漁業権漁場内	1月1日から 12月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 八代市に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
囲い刺し網漁業	囲い刺し網漁業	火共第 3 号共同漁業権漁場内田浦地先	1月1日から 12月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 芦北町大字田浦町、大字海浦、大字小田浦、大字井牟田に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
囲い刺し網漁業	囲い刺し網漁業	火共第 3 号共同漁業権漁場内津奈木地先及び同第 5 号共同漁業権漁場内	1月1日から 12月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 津奈木町大字福浜、大字岩城、大字小津奈木に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
囲い刺し網漁業	囲い刺し網漁業	火共第 4 号、同第 5 号及び同第 7 号共同漁業権漁場内	1月1日から 12月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 水俣市に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
囲い刺し網漁業	囲い刺し網漁業	天共第 1 号共同漁業権漁場内	1月1日から 12月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 上天草市大矢野町中、維和、登立に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
囲い刺し網漁業	囲い刺し網漁業	別記 1 のとおり	1月1日から 12月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 上天草市龍ヶ岳町高戸に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
囲い刺し網漁業	囲い刺し網漁業	別記 2 のとおり	1月1日から 12月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市瀬戸町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
囲い刺し網漁業	囲い刺し網漁業	別記 3 のとおり	1月1日から 12月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市楠浦町、下浦町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
囲い刺し網漁業	囲い刺し網漁業	天共第 6 号共同漁業権漁場内	1月1日から 12月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市五和町二江に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
囲い刺し網漁業	囲い刺し網漁業	天共第 6 号共同漁業権漁場内及び天共第 5 号共同漁業権漁場内 佐伊津地先	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市五和町御領に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
囲い刺し網漁業	囲い刺し網漁業	天共第 7 号共同漁業権漁場内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草郡苓北町富岡、都呂々に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
囲い刺し網漁業	囲い刺し網漁業	別記 4 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市河浦町宮野河内に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
囲い刺し網漁業	囲い刺し網漁業	別記 5 のとおり	10 月 1 日から 翌年 6 月 30 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市牛深町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
囲い刺し網漁業	囲い刺し網漁業（ぼらを主たる漁獲物とするもの）	別記 5 のとおり	10 月 1 日から 翌年 6 月 30 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市牛深町、牛深町又は住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
囲い刺し網漁業	囲い刺し網漁業（ぶりを主たる漁獲物とするもの）	別記5のとおり	11月1日から 翌年6月30日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市牛深町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
囲い刺し網漁業	囲い刺し網漁業	別記6のとおり	1月1日から 12月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市倉岳町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
囲い刺し網漁業	囲い刺し網漁業	別記7のとおり	1月1日から 12月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市栖本町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

2 許可等をすべき船舶の数

0

3 許可又は起業の認可を申請すべき期間

定めなし



## 別記 1

### 操業区域（高戸地先）

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、基点 2 を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点天第 266 号（天草市御所浦町嵐口崎北端）

基点 2 熊本県漁場基点天第 242 号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）と上天草市姫戸町（以下、「姫戸町」という。）との海岸線における境界）

基点 3 熊本県漁場基点天第 233 号（龍ヶ岳町網代鼻南端）

ア 龍ヶ岳町松が鼻南端（松が鼻灯台）

イ アから真方位 191 度 30 分の線が、シからウを見通した線と交わる場所

ウ 基点 1 と龍ヶ岳町櫛島東端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 5 度 15 分、2,370 メートルのところ

エ 基点 3 と与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 254 度 25 分、3,928 メートルのところ

オ 龍ヶ岳町櫛島南東端と龍ヶ岳町樋島最近部との中央点

カ 龍ヶ岳町櫛島東端から真方位 115 度、126 メートルのところ

キ 龍ヶ岳町坊主島東端から真方位 90 度、90 メートルのところ

ク 龍ヶ岳町和田の鼻東端から真方位 125 度、180 メートルのところ

ケ 龍ヶ岳町山下鼻から真方位 340 度、540 メートルのところ

コ 姫戸町赤島北西端から龍ヶ岳町和田の鼻東端を見通した線上、赤島北西端から 980 メートルのところ

サ 基点 2 と姫戸町赤島南端を見通した線から基点 2 を基点として右へ 7 度 45 分、1,260 メートルのところ

シ 基点 3 と与一ヶ浦港防波堤灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 295 度 52 分、1,435 メートルのところ

## 別記 2

### 操業区域（天共第 5 号共同漁業権漁場内旧本渡市地先）

次のア、イ、ウを順次に結んだ線以南の天共第 5 号共同漁業権漁場内

ア 天草市志柿町と天草市有明町との海岸線における境界点

イ アから天草市五和町亀島北東端を見通した線上、アから 3,300 メートルのところ

ウ 天草市本渡町と天草市佐伊津町との海岸線における境界

### 別記 3

操業区域（天共第 10 号共同漁業権漁場内旧本渡市地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、基点 2 を順次結んだ線、及びクとケを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点 1 天草市楠浦町（以下、「楠浦町」という。）と天草市新和町（以下、「新和町」という。）との海岸線における境界

基点 2 熊本県漁場基点天第 215 号（天草市下浦町と天草市栖本町との海岸線における境界（船瀬鼻南端））

ア 基点 1 から真方位 105 度の線が最大高潮時対岸に至る線上、基点 1 と対岸との中央点

イ 楠浦町観音東端から檜浦西の鼻を見通した線上、観音東端と檜浦西の鼻との中央点

ウ 檜浦北の鼻から真方位 305 度、180 メートルのところ

エ 天草市上血塚島西端から真方位 244 度、540 メートルのところ

オ 天草市戸の崎から新和町新田北端を見通した線上、戸の崎から 540 メートルのところ

カ 戸の崎から新和町横島北端を見通した線上、戸の崎と横島北端との中央点

キ 基点 2 から天草市御所浦町黒島南西端を見通した線上、基点 2 から 900 メートルのところ

ク 楠浦町大門港記念碑

ケ 天草市志柿町十字新開北側樋門

### 別記 4

操業区域（宮野河内地先）

次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、基点 5 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点 1 天草市新和町（以下、「新和町」という。）と天草市河浦町（以下、「河浦町」という。）との海岸線における境界

基点 2 熊本県漁場基点天第 194 号（新和町二本木丸瀬鼻南端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 183 号（河浦町宮野河内女岳の押落し鼻東端）

基点 4 熊本県漁場基点天第 181 号（河浦町上の島灯台）

基点 5 熊本県漁場基点天第 179 号（天草市深海町と河浦町宮野河内との海岸線における漁業権の境界）

ア 基点 1 から真方位 156 度 30 分、1,620 メートルのところ

イ 基点 2 から真方位 207 度 30 分、632 メートルのところ

ウ 基点 3 から鹿児島県野島山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 1 度 40 分、2,000 メートルのところ

エ 基点 3 と鹿児島県待島山頂を見通した線から基点 3 を基点として右へ 354 度 10 分、1,800 メートルのところ

オ 基点 4 と鹿児島県諸浦島黒崎の鼻を見通した線から基点 4 を基点として右へ 17 度、300 メートルのところ

カ 基点 5 と河浦町産島南西端を見通した線から基点 5 を基点として右へ 10 度 43 分の線と新和町立の鼻から河浦町上の島西端を見通した線とが交わる

## 別記 5

### 操業区域（牛深町地先）

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

#### 基点 1 熊本県漁場基点天第 161 号（天草市法ヶ島南東端）

ア 天草市牛深町（以下、「牛深町」という。）と天草市魚貫町（以下、「魚貫町」という。）の海岸線における境界

イ 牛深町と魚貫町の海岸線における境界から真方位 295 度、1,100 メートルのところ

ウ 天草市桑島三角点から真方位 355 度 20 分、2,040 メートルのところ

エ 天草市桑島三角点から真方位 323 度 20 分、3,110 メートルのところ

オ 天草市大島灯台から天草市沖の瀬頂点を見通した線上、沖の瀬頂点から 900 メートルのところ

カ 天草市大島灯台から天草市片島山頂を見通した線上、片島南端から 1,100 メートルのところ

キ 天草市砂月中神島南端から牛深町ガン瀬頂点を見通した線上、ガン瀬南端から 1,100 メートルのところ

ク 基点 1 と天草市築島東端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 307 度 40 分、2,000 メートルのところ

ケ 熊本県漁場基点天第 169 号（天草市戸島崩の鼻突端）から真方位 173 度、1,570 メートルのところ

コ 天草市勝崎南端から真方位 200 度、720 メートルのところ

サ 牛深町と天草市久玉町（以下、「久玉町」という。）との境界（コンド鼻）から真方位 101 度 47 分、540 メートルのところ

シ 牛深町と久玉町との境界（コンド鼻）

## 別記 6

### 操業区域（倉岳地先）

次のア、イ、ウ、エ、オを順次結んだ線及びカと基点 1 を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点天第 227 号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）切支丹鼻南端）

基点 2 熊本県漁場基点天第 229 号（龍ヶ岳町横島南端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 232 号（龍ヶ岳町大道漁港池の浦東側防波堤北西端）

ア 天草市倉岳町（以下、「倉岳町」という。）と天草市栖本町との海岸線における境界

イ 倉岳町阿房の浦橋東角から黒島北東端を見通した線上、阿房の浦橋東角から 1,700 メートルのところ

ウ 基点 2 と基点 3 を見通した線から基点 2 を基点として右へ 171 度 55 分、2,295 メートルのところ

エ 基点 2 と基点 3 を見通した線から基点 2 を基点として右へ 170 度 30 分、1,000 メートルのところ

オ 龍ヶ岳町横島西海岸における龍ヶ岳町と倉岳町との境界

カ 龍ヶ岳町横島北端

## 別記 7

### 操業区域（栖本地先）

次の基点 1、ア、イ、ウを順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

基点 1 熊本県漁場基点天第 215 号（天草市下浦町と天草市栖本町（以下、「栖本町」という。）との海岸線における境界（船瀬鼻南端））

ア 基点 1 から天草市御所浦町（以下、「御所浦町」という。）黒島南西端を見通した線上、基点 1 から 900 メートルのところ

イ 天草市倉岳町（以下、「倉岳町」という。）阿房の浦橋東角から御所浦町黒島北東端を見通した線上、阿房の浦橋東角から 1,700 メートルのところ

ウ 倉岳町と栖本町との海岸線における境界